

令和 7 年度大崎市会計年度任用職員(障がい者雇用) 募集要項

令和 7 年 12 月 1 日から任用する会計年度任用職員を以下のとおり募集します。

1 職種 事務補助員

2 採用予定数 1 人

3 応募資格

次の(1)～(3)の要件を満たす方

(1) 次のア～エのうち、いずれかに該当する方

- ア 身体障害者手帳（身体障害者福祉法第 15 条）の交付を受けている人
- イ 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条）の交付を受けている方
- ウ 都道府県知事又は政令指定都市市長等が発行する療育手帳（愛護手帳など）の交付を受けている方
- エ 知的障害者更生相談所，児童相談所，精神保健福祉センター，障害者職業センター，精神保健指定医により知的障がい者であると判定されている方

※受験申し込み時点で、手帳の有効期間が切れている又は交付申請中の場合は受験できません。

(2) 次のいずれにも該当しない方（地方公務員法第 16 条）

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 大崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 基本的なパソコン操作（ワード・エクセル）ができる方

4 業務内容等

(1) 業務内容

パソコンによる資料作成・印刷，データ処理
文書の整理，封入・発送業務
窓口（申請受付業務），メール・電話対応

(2) 勤務場所

農業委員会事務局（大崎市古川七日町 1 - 1）

(3) 勤務時間

月曜日～金曜日の週 5 日（30 時間），原則午前 9 時から午後 4 時まで

(4) 基本報酬

月額 145,500 円～155,600 円

採用される方の経歴に応じて，基本の報酬が決定されます。

その他，条件に応じて通勤手当相当額を支給します。

なお，市の常勤職員の給与改定に準じて，報酬が増額 または減額となる場合があります。

(5) 休暇等

年次有給休暇，各種特別休暇制度あり

(6) 給与支給日

毎月 21 日

(7) 社会保険・労働保険

健康保険，厚生年金保険及び雇用保険に加入

(8) 任用期間

令和 7 年 12 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

(9) その他

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 に規定する会計年度任用職員としての採用となります。この任用は，任期の定めのない職員の採用の際には，いかなる優先権を与えるものではありません。

5 募集期間

令和 7 年 10 月 23 日（木）～令和 7 年 11 月 5 日（水）【午後 5 時まで必着】

※当日消印有効ではありません。

6 申込方法

以下の書類に必要事項を記入の上，総務部人財育成課に持参又は郵送。なお，募集要項・申込書等は人財育成課でも配布しています。

- ・採用選考申込書
- ・履歴書（A4（見開き A3）サイズ） ※市販のものでもかまいません。
- ・長形 3 号返信用封筒（郵便番号，住所，氏名を記入し 110 円切手を添付）
- ・配慮事項記載書類（任意）

【提出先】〒989-6188 大崎市古川七日町 1 番 1 号 大崎市総務部人財育成課 宛

7 選考日時

日 程：令和 7 年 11 月 12 日（水）

選考会場：大崎市役所本庁舎 2 階市民協働室 3（大崎市古川七日町 1 番 1 号）

選考方法：個人面接

※時間等の詳細は募集期間終了後に申込者へ通知いたします。

【問い合わせ先】

大崎市人財育成課（0229-23-5027）